

会 議 録 目 次

令和３年第２回海田町議会臨時会（第１日目）

令和３年３月１２日（金）午前９時００分 開会

日 程 第 １	会議録署名議員の指名について・・・・・・・・・・	３
日 程 第 ２	会期の決定について・・・・・・・・・・	３
日 程 第 ３	諸般の報告・・・・・・・・・・	４
日 程 第 ４	同意第１号 副町長の選任の同意について・・・・・・・・	５
日 程 第 ５	同意第２号 教育長の任命の同意について・・・・・・・・	７
日 程 第 ６	第２６号議案 令和２年度海田町一般会計補正予算（第１０号）・・	９
日 程 第 ７	第２７号議案 令和３年度海田町一般会計補正予算（第１号）・・	１０
	（閉 会）・・・・・・・・・・	２３

会 議 録 (第 1 号)

- ~~~~~○~~~~~

~~~~~○~~~~~

1

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

8. 説明のため議場に参加した者の職氏名

|   |   |   |   |   |   |   |   |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 町 | 長 | 西 | 田 | 祐 | 三 |   |   |
| 副 | 町 | 長 | 櫻 | 竜 | 俊 |   |   |
| 企 | 画 | 部 | 長 | 鶴 | 岡 | 靖 | 三 |
| 総 | 務 | 部 | 長 | 丹 | 羽 | 勤 |   |

(選挙管理委員会書記長)

|   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 教 | 育 | 次 | 長 | 伊 | 藤 | 仁 | 士 |   |   |   |   |   |
| 企 | 画 | 課 | 長 | 鎌 | 田 | 浩 | 一 |   |   |   |   |   |
| 魅 | 力 | づ | く | り | 推 | 進 | 課 | 長 | 中 | 下 | 義 | 博 |
| 財 | 政 | 課 | 長 | 吉 | 本 | 真 | 人 |   |   |   |   |   |
| 総 | 務 | 課 | 長 | 中 | 村 | 修 | 介 |   |   |   |   |   |

(選挙管理委員会書記)

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

9. 職務のため議場に参加した者の職氏名

|   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 議 | 会 | 事 | 務 | 局 | 長 | 倉 | 本 | 勇 | 登 |
| 主 |   | 査 |   | 水 | 野 | 啓 | 太 |   |   |
| 主 |   | 任 |   | 辻 | 千 | 奈 | 美 |   |   |

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

10. 議 事 日 程

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 同意第1号 副町長の選任の同意について
- 日程第5 同意第2号 教育長の任命の同意について
- 日程第6 第26号議案 令和2年度海田町一般会計補正予算（第10号）
- 日程第7 第27号議案 令和3年度海田町一般会計補正予算（第1号）

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

11. 議 事 の 内 容

午前9時00分 開会

○議長（桑原）皆さんおはようございます。本日は大変御苦勞様です。ただいまの出席議員数は 14 名でございます。定足数に達しておりますので、令和 3 年第 2 回海田町議会臨時会を開会いたします。なお、本日は、地方自治法第 121 条の規定により、町長、教育長及び説明の委任を受けた者並びに選挙管理委員会委員長の説明の委任を受けた者の出席を求めています。また、本日、報道関係者のカメラ等の撮影については、許可をいたしますので、御了承ください。なお、本日は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため窓を開放しておりますので、併せて御了承ください。

直ちに本日の会議を開きます。この際、町長から発言の申出がございましたので、これを許します。町長。

○町長（西田）皆様、改めまして、おはようございます。本日、令和 3 年第 2 回海田町議会臨時会を招集申し上げましたところ、議員各位には御出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。本臨時会には、同意 2 件、補正予算 2 件を提出しております。議員の皆様におかれましては、十分に御審議いただきまして、是非とも議決を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。以上、本臨時会の招集に当たりましての御挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（桑原）本日の議事日程は、あらかじめ御手元に配付をしております日程第 1 から日程第 7 に至る各議案でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（桑原）日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第 110 条の規定により、議長より、1 番、玉川議員、2 番、小田議員を指名いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（桑原）日程第 2、会期の決定についてを議題といたします。お諮りいたします。

本臨時会の会期は本日 1 日といたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）異議なしと認めます。よって、会期は本日 1 日と決めます。この際、議長より、議員及び執行部の皆さんにお願いをいたします。発言される際には、マスクを着用したままといたしますので、的確で分かりやすく、また、声が聞き取りやすいように、マイクを立てて、ゆっくりと発言してください。

~~~~~○~~~~~

○議長（桑原）日程第3、諸般の報告を行います。まず、2月10日に広島県市町総合事務組合議会定例会が開催され、組合議会議員である私から、議会の概略について御報告を申し上げます。それでは、令和3年2月10日に開催されました令和3年第1回広島県市町総合事務組合議会定例会について御報告をいたします。本定例会におきましては、まず、副議長の選任が行われ、選挙の結果、私が副議長に当選をいたしました。次に、議案第1号として、令和2年度広島県市町総合事務組合一般会計補正予算が提出されました。これは、歳入歳出それぞれ、2億6,063万6,000円を追加し、予算総額をそれぞれ、46億7,557万7,000円とするもので、原案のとおり全会一致で可決されました。続いて、議案第2号として、令和3年度広島県市町総合事務組合一般会計予算が提出されました。これは、歳入歳出予算の総額それぞれ、45億9,722万円と定めるもので、原案のとおり全会一致で可決されました。なお、関係資料は議会事務局に保管をしておりますので、御覧をいただきたいと思います。以上で、令和3年第1回広島県市町総合事務組合議会定例会についての報告を終わります。

次に、2月16日に広島県後期高齢者医療広域連合議会定例会が開催されましたので、本議会選出の議員でございます久留島議員から議会の概略について報告を求めるようにしたいと思います。久留島議員。

○10番（久留島）それでは、御報告いたします。令和3年2月16日に令和3年第1回広島県後期高齢者医療広域連合議会定例会が開催されましたので、本議会選出の私から、議会の概略について御報告いたします。後期高齢者医療広域連合議会定例会におきましては、人事案件2件、承認案件1件、その他案件1件及び予算案件3件が提案されました。まず、人事案件として、議案第1号、第2号、広島県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任につきましては、世羅町長の奥田正和氏、坂町長の吉田隆行氏が全会一致で選任されました。次に、承認案件として、議案第3号、専決処分の承認について、広島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正についてが、全会一致で可決されました。次に、その他案件として、第4号議案、広島県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び広島県市町総合事務組合規約の変更についてが全会一致で可決されました。次に、予算案件として、新型コロナウイルス感染症拡大防止に伴う事業の休止等による歳入歳出予算の減額等のため、議案第5号、令和2年度広島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算第3号が全会一致で可決されました。続いて、議案第6号、令和3年度広島県後期高齢者医療広域連合

一般会計予算については、歳入歳出それぞれ、13 億 950 万円とし、議案第 7 号、令和 3 年度広島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算については、歳入歳出それぞれ、4,325 億 5,775 万 1,000 円とし、いずれも全会一致で可決されました。なお、関係資料は議会事務局に保管しておりますので、御覧いただきたいと思います。以上で、令和 3 年第 1 回広島県後期高齢者医療広域連合議会定例会についての報告を終わります。

○議長（桑原）次に、2 月 25 日に安芸地区衛生施設管理組合議会定例会が開催されましたので、組合議会議員であります私から、議会の概略について御報告を申し上げます。それでは、令和 3 年 2 月 25 日に開催されました令和 3 年第 1 回安芸地区衛生施設管理組合議会定例会について御報告をいたします。本定例会におきましては、人事案件 1 件、予算案件 2 件、その他案件 1 件が提出されました。まず、人事案件については、管理者の選任については坂町長の吉田隆行氏が全会一致で選任されました。続いて、予算案件の令和 3 年度安芸地区衛生施設管理組合一般会計予算及び令和 3 年度安芸地区広域ごみ焼却場事業特別会計予算が提出され、いずれも全会一致で原案のとおり可決されました。次に、その他の案件として、令和 3 年度における組合経費の関係市町の負担金の負担方法についてが審議され、本町の負担金は、安芸地区衛生施設管理組合一般会計 2,253 万 2,175 円、安芸地区広域ごみ焼却場事業特別会計 2 億 5,114 万 1,729 円と決定されました。なお、関係資料は議会事務局に保管をしておりますので、御覧いただきたいと思います。以上で、令和 3 年第 1 回安芸地区衛生施設管理組合議会定例会についての報告を終わります。以上で諸般の報告を終わります。

~~~~~○~~~~~

○議長（桑原）日程第 4、同意第 1 号、副町長の選任の同意についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（西田）同意第 1 号、副町長の選任の同意について。副町長であります櫻竜俊さんが、令和 3 年 3 月 31 日をもって辞職することに伴い、副町長の選任の同意をお願いするものでございます。同意をお願いする者の氏名は、今岡寛之さんでございます。詳細につきましては、担当者から説明をさせます。

○議長（桑原）総務課長。

○総務課長（中村）同意第 1 号、副町長の選任の同意について御説明いたします。議案書の 1 ページをお開きください。令和 3 年 3 月 31 日をもって櫻副町長が辞職することに

伴い、新たに今岡寛之さんを副町長として選任することについて同意をお願いするものでございます。副町長の選任につきましては、地方自治法第 162 条の規定に基づき、議会の同意を得て町長が選任するものでございます。任期は令和 3 年 4 月 1 日から 4 年でございます。

それでは、今岡寛之さんの経歴等について御説明いたします。住所、生年月日は議案書に記載のとおりで、現在 53 歳でございます。職歴でございますが、平成 2 年に広島県に採用され、広島県警察本部警務部警務課に勤務、平成 15 年からは、三次市へ情報課課長補佐情報室グループマネージャーとして派遣、平成 19 年、議会事務局総務課文書係長、議会事務局秘書課秘書係長、平成 21 年、企画振興局政策企画部政策企画課企画員、平成 23 年、総務局財政課主査、平成 24 年、同財政課主幹、平成 25 年、健康福祉局健康福祉総務課主幹、平成 26 年、健康福祉局経営企画監、平成 27 年、総務局秘書課参事などを歴任され、平成 30 年から現在まで、健康福祉局地域包括ケア高齢者支援課健康長寿担当官として活躍しておられます。広島県職員として培った幅広い経験や豊富な知識をお持ちの方で、広島県において要職を務められるとともに、基礎自治体での経験もあり、その行政手腕は町長の補佐役としてその重責を十分に担うに適任であると判断し、同意をお願いするものでございます。以上で説明を終わります。

○議長（桑原）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）質疑なしと認めます。質疑を終結します。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）討論なしと認めます。討論を終結いたします。

これより、同意第 1 号について採決を行います。お諮りいたします。同意第 1 号について、これに同意することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）異議なしと認めます。よって、同意第 1 号は、これを同意することに決定いたします。この際、御紹介申し上げます。ただいま選任の同意をいたしました今岡寛之さんが本日来庁されておりますので、招致したいと思います。今岡さん、入場してください。

（今岡寛之氏、入場）

○議長（桑原） それでは、今岡さんより発言の申出がありますので、これを許します。今岡さん、登壇してください。

○（今岡） ただいま、副町長の御同意を賜りました今岡でございます。お許しを頂きましたので、一言御挨拶申し上げます。この度の副町長選任の御同意は身に余る光栄であり、身の引き締まる思いと同時に、責任の重大さを痛感いたしております。多発化、大規模化する自然災害や新型コロナウイルス感染症など、人々の生活や経済に多大な影響を及ぼすリスクが高まる中、地方自治体には、こうした課題に的確に対応し、地域の実情に応じた質の高い行政サービスを提供していくことが求められております。このような時期に、海田町におきまして副町長という重責を務めさせていただくことの重みを十分に認識し、もとより微力ではございますが、町長を補佐し、職員の皆様とともに海田町の発展のために全力を尽くしてまいり所存でございます。どうか、議長はじめ議員の皆様には、格別の御指導、御鞭撻を賜りますよう、心からお願い申し上げます。本日は、御同意を頂き誠にありがとうございました。

○議長（桑原） 今岡さんには、副町長という重要な職務に対し、お励みをいただきたいと思います。どうぞ、退場してください。

（今岡寛之氏、退場）

~~~~~○~~~~~

○議長（桑原） 日程第5、同意第2号、教育長の任命の同意についてを議題といたします。

ここに本人がおられますので、退席をお願いいたします。

（教育長、退席）

○議長（桑原） 町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（西田） 同意第2号、教育長の任命の同意について。教育長であります佐々木智彦さんが、令和3年3月31日をもって任期が満了となることに伴い、教育長の任命の同意をお願いするものでございます。同意をお願いする者の氏名は、引き続き、佐々木智彦さんでございます。詳細につきましては、担当者から説明をさせます。

○議長（桑原） 総務課長。

○総務課長（中村） 同意第2号、教育長の任命の同意について御説明いたします。議案書の2ページをお開きください。令和3年3月31日をもって佐々木教育長の任期が満了となることに伴いまして、引き続き、佐々木智彦さんを教育長として同意をお願いするものでございます。教育長の任命につきましては、地方教育行政の組織及び運営に

関する法律第4条第1項の規定により、当該地方公共団体の長の被選挙権を有するもので、人格が高潔で教育行政に関し識見を有する者のうちから、町長が議会の同意を得て任命するもので、任期は3年でございます。教育長の職務でございますが、教育長は、教育委員会の会務を総理し、教育委員会を代表するものとなっております。

それでは、佐々木智彦さんの経歴等について御説明いたします。住所、生年月日は議案書に記載のとおりで、現在60歳でございます。職歴でございますが、昭和58年から、安芸郡坂町立小屋浦小学校に勤務され、平成22年には、広島県東部教育事務所教育指導課長、平成24年、広島県西部教育事務所副所長、平成25年、広島県教育委員会管理部教職員課人事管理監、平成26年、尾道市立土堂小学校長を歴任され、平成30年4月からは海田町教育委員会の教育長として現在に至っておられます。教員としての経験、学校長としての卓越した見識、県教育委員会で教育行政に携わってきた豊富な経験をお持ちであり、現職の教育長としての実績を勘案し、海田町教育行政を着実に引き継ぎ、更に発展させていく方であると判断し、教育長として任命の同意をお願いするものでございます。以上で説明を終わります。

○議長（桑原）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）質疑なしと認めます。質疑を終結します。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）討論なしと認めます。討論を終結いたします。

これより、同意第2号について採決を行います。お諮りいたします。同意第2号については、これに同意することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）異議なしと認めます。よって、同意第2号は、これに同意することに決定いたします。教育長は、入場してください。

（教育長、入場）

○議長（桑原）ただいまの、同意第2号については、原案のとおり同意することに決しております。この際、教育長より発言の申出がありますので、これを許します。教育長、登壇してください。

○教育長（佐々木）ただいま、教育長の任命同意をいただきました佐々木智彦でございます。

す。3年前を振り返りますと、重責に身が引き締まる思いであったことが思い起こされます。今、従前にも増して重責を感じてここに立っております。議員の皆様には、これまで教育行政推進にあたりまして、格別の御支援を賜り、感謝申し上げます。今後、ICT教育の推進や学校施設の長寿命化、文化スポーツ協会の運営など、教育課題が山積しております。私といたしましては、初心に帰り、透明感をもって、施策を進めてまいり所存でございます。これまで同様の御指導、御鞭撻をお願いいたします。本日は、御同意いただきまして誠にありがとうございました。よろしくお願いいたします。

○議長（桑原）教育長には、明日の未来を担う子どもたちのために、引き続き御尽力をいただきたいと思います。自席にお戻りください。

~~~~~○~~~~~

○議長（桑原）日程第6、第26号議案、令和2年度海田町一般会計補正予算を議題といたします。町長より、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（西田）第26号議案、令和2年度海田町一般会計補正予算第10号。この度の補正予算につきましては、参議院広島県選出議員再選挙執行事業費の増額等の予算措置を行うものでございます。内容につきましては、担当者から説明をさせます。

○議長（桑原）財政課長。

○財政課長（吉本）それでは、第26号議案、令和2年度海田町一般会計補正予算第10号を説明させていただきます。

初めに、資料1の令和2年度補正予算説明書にしたがいまして、歳出から御説明いたします。資料1の3ページ、4ページをお願いします。総務費、選挙費の参議院広島県選出議員再選挙執行事業については、令和3年4月25日投開票の参議院広島県選出議員再選挙に係り、令和2年度中に執行予定の関係経費を増額するものでございます。その財源として、1ページ、2ページに記載の選挙費委託金を、歳入で増額いたします。なお、この度の再選挙については、準備期間から投票日まで年度をまたぐものであることから、県の予算区分にも合わせて、令和2年度中に執行予定のものと令和3年度中に執行予定のものを、それぞれ会計年度を分けて補正予算対応するものとしております。

それでは、続きまして議案を御説明いたします。第26号議案をお願いいたします。この度の補正予算につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に118万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を158億1,528万3,000円とするものでございます。以上で、令和2年度海田町一般会計補正予算第10号の説明を終わります。

○議長（桑原）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）質疑なしと認めます。質疑を終結します。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）討論なしと認めます。討論を終結します。

これより、第 26 号議案について採決を行います。お諮りいたします。第 26 号議案については、原案のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）異議なしと認めます。よって、第 26 号議案は原案のとおりこれを決します。

~~~~~○~~~~~

○議長（桑原）日程第 7、第 27 号議案、令和 3 年度海田町一般会計補正予算を議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（西田）第 27 号議案、令和 3 年度海田町一般会計補正予算第 1 号。この度の補正予算につきましては、頑張る中小事業者応援事業費の増額等の予算措置を行うものでございます。内容につきましては、担当者から説明をさせます。

○議長（桑原）財政課長。

○財政課長（吉本）それでは、第 27 号議案、令和 3 年度海田町一般会計補正予算第 1 号を説明させていただきます。

初めに、資料 2 の令和 3 年度補正予算説明書にしたがいまして、歳出から御説明いたします。資料 2 の 3 ページ、4 ページをお願いいたします。総務費、選挙費の参議院広島県選出議員再選挙給与費事業及び次の参議院広島県選出議員再選挙執行事業については、再選挙執行に係り令和 3 年度に執行予定の関係経費をそれぞれ増額するもので、その財源として、県支出金を、歳入で増額いたします。次に、5 ページ、6 ページをお願いいたします。商工費の頑張る中小事業者応援事業については、資料 3 として、事業概要資料を併せて提出しておりますが、外出機会の削減要請で影響を受けた、対面で個人向けに商品・サービスの提供を行う町内の中小事業者等のうち、広島県が支援する飲食店、飲食店納入事業者以外の者に 30 万円を給付するため増額するもので、その財源として、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金と県支出金を、歳入で増額いたします。

次に、歳入については、1 ページ、2 ページにそれぞれ記載しておりますが、歳出で説明した特定財源の増額部分ですので、個別の説明は省略させていただきます。

続きまして、議案を御説明いたします。第 27 号議案をお願いいたします。この度の補正予算につきましては、既に議決をいただいております令和 3 年度当初予算について、補正の必要が生じたことから、既定の歳入歳出予算の総額に 3,062 万円を追加し、歳入歳出予算の総額を 119 億 9,062 万円とするものでございます。以上で、令和 3 年度海田町一般会計補正予算第 1 号の説明を終わります。

○議長（桑原）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。佐中議員。

○15 番（佐中）15 番、佐中です。何点かお尋ねしますけれども、広島県がこの事業をやるという説明を受けました。全国的には、中小事業者等、中小企業応援事業、この補助というのがありますが、これとは別なのかどうか、広島県独自でやるのかどうか、これが 1 点。どのぐらいの数を見込んでいるのか。これが 2 点。それから、申請するのに、どこが窓口でどういう方法でやるのか。これが 3 点。4 月 1 日から 4 月 30 日の短期間の中で、漏れが生じる場合、あるいは手続で困難な場合は、どう手を打って支援をするのか。これが 4 点目。5 点目は、さっき説明があったりしたわけですが、対象が、12 月から 2 月までの間のいずれかの月で 30 パーセントというのがありますが、操作によれば、消費税を込みで総額を決める場合と、消費税なしで決める場合の対象が出てくると思うんです。この扱いについては、基準はどうなっているのか、これをお尋ねいたします。例えば 29 パーセントであれば、もうはあ該当しないのかどうか、これらがちょっと分かりにくいので、説明を求めます。

○議長（桑原）魅力づくり推進課長。

○魅力づくり推進課長（中下）佐中議員の質問に答弁いたします。1 点目の、県独自の政策かと言われましたが、これにつきましては、県が独自でやられているもの、それに、海田町が独自でやれば県が補助を出すという制度でございます。その関係で、うちのほうで今回、こういう制度のほうをさせていただくというものでございます。2 点目の数の見込みにつきましては、60 件程度見込んでおります。それで予算計上のほうさしていただいております。3 点目の、申請窓口、方法につきましては、郵送あるいは窓口の持参いうところを考えておりますが、できるだけ、前回の事業継続応援金も、昨年やらせていただきましたけど、コロナの関係もございますので、できたら郵送でということで

はしておりますけど、窓口対応のほうも考えております。受付場所は、県ではございませんので、町の独自政策でございます。魅力づくり推進課のほうで受付のほうさせていただきます。4点目の受付期間、4月1日から4月30日ということでございます。ということで申請期間、短うございます。ということで、この点につきましては、周知のほうを、しっかり事前に周知をして、漏れがないように、周知のほうをしっかりとしていこうということで考えております。4点目の30パーセント、これにつきましては、売上高が30パーセントということでございます。いうところで、ちょっとそこの専門のところ、消費税込みとか、消費税抜きいうところはちょっと、そこら辺のところはちょっと、詳細には、私のほうは熟知はしていませんけど、売上高、それぞれの売上台帳を出していただいて、売上高の、前年度と今年度の比較をして、30パーセント、そこで検討させていただくというものでございます。

○議長（桑原）佐中議員。

○15番（佐中）大体、概略分かりましたけれども、申請の漏れ、これはどのように防止されるのか。個人事業者は、それぞれ個人でやってますから、法人でありませんで、いろんな問題で、自分が事業者とみて申請するのか。町がそれなりの登録をされたのを把握されておるのかどうか、これが、ちょっとよく分かりません。もう一度、説明を求めます。それから、売上高というので、消費税が込みかどうかというのが先ほどありましたが、これは、一定の基準がなかったらトラブルが起きる、ではないかなというように思います。行政は、公平で民主的で、しかも町民の皆さんの暮らしを守る、この立場から見れば、しっかり把握をしながらやっていくべきだというように考えます。何件か、非常に苦しんでおるということで、お話や相談も受けたことがございますけれども、早く手を打ってあげると大いに助かりますので、その辺は十分配慮のことだと思いますけれども、この点について、売上高、少々緩和をされてでもですね、該当できるように、まあ、違法というか、基準より外れたことはちょっと難しいと思いますけれども、認められるところはちゃんと認めてあげてほしいというように思うんですが、その点はどうなのかお尋ねします。

○議長（桑原）魅力づくり推進課長。

○魅力づくり推進課長（中下）すいません、1点目の申請漏れにつきましては、個人、事業者さんの登録をうちのほうで把握しているところはございません。いうのがございませんで、あくまでも申請主義にはなります。ただ、うちのほうで前回、応援金、し

ているときに申請をされるところとか、あるいはクーポンのほうですね、クーポンのほうで出ているところもございますんで、そういう対象事業者のところにも声掛けのほうはしたいとは思っております。２点目のところでございますけど、そこら辺のところにつきましては、要綱あるいはＱＡとかいうのを出しますけど、そこら辺でしっかり制度化をして、皆さんにお示しして、統一的な見解で対応したいと考えております。

○議長（桑原）多田議員。

○１２番（多田）１２番、多田です。１点だけお聞きしますが、この対象事業者についてですね、今ここに例が出ておりますが、これあくまで例なのか、若しくは、申請があれば、ほかの業種でも認めるということなんでしょうか。そこをお聞きします。

○議長（桑原）魅力づくり推進課長。

○魅力づくり推進課長（中下）ここに示させていただいたのは、実は今回の制度につきましては先ほど申しましたように、県の補助制度、そこに関連しております。いうところで、今回、広島県が補助制度を設けるに当たりまして、予算の限度内という制限がございます。そこら辺を勘案しまして、うちのほうで事業のほうを絞らせていただいて、こういう形で示させていただいたものでございます。原則的には、ここに書いてある業種ということで考えております。

○議長（桑原）多田議員。

○１２番（多田）課長、今、原則的にはと言われたんですが、そうすると、対象になる業種がほかにあるかもしれないというふうになるんだけど、そこをはっきり答弁をお願いします。

○議長（桑原）魅力づくり推進課長。

○魅力づくり推進課長（中下）業種につきましては、これに限定させていただきたいと考えております。

○議長（桑原）宗像議員。

○９番（宗像）先ほど佐中議員の質問で聞かれた案件なんですが、対象業者を、分からないと答弁があったんですが、でも 60 者という話が先に出てますよね。どうやって、それからあくまで申請主義だとおっしゃられてる。できるだけこういうときには、広く相手に周知して、周知して、申請しないものは仕方ないにしても、これ業種も限られてるんでしょう。対象者をしっかり把握して、そこに周知をしてそれをすべきじゃないんですか。ただ向こうから勝手に何かをしました、こういうのやりますよとやってしまうと、

周知もせずに、申請だけ待つという方法はないんじゃないんですか。その辺でちょっと疑問感じたんで、その辺で、どのような形でしっかりと周知をされるのか、対象者に対してね、それについて御説明願いたいのと、今、多田議員の質問の答弁にありましたが、広島県が定めた業種より少なくしてる。幅広くこういうのは支援してあげなきゃいけないのに、なぜ、その業種を少なくしたのか。これについての説明が全くないんですよ。きちんと、業種を絞ったその理由を明確にするとともに、できる限り、私は広い範囲に、こういうものは支援してあげるべきだと思うんですが、それについてどのように考えているのか、御説明願います。3点ですね。

○議長（桑原）魅力づくり推進課長。

○魅力づくり推進課長（中下）すいません、3点ほど御質問ございましたが、1点目につきまして、把握してないのにどうして件数が60件というお話が、60件という御質問がございましたけど、先ほど、把握していないと、言いましても、消費税の関係が。

○議長（桑原）マイクを立ててください。

○魅力づくり推進課長（中下）はい。消費税が入っているか、入っていないかというところでございます。で、60件というのはここに限定しております業種、そこに対して、前回の応援金とか、そこら辺の登録業者がこれぐらいあるだろうということを勘案しまして60件ということで出させていただいたものでございます。2点目につきましては、周知のほう、これは先ほども言いましたけど周知期間も短うございます、いうところがあるので、周知はしっかりして当然漏れがないようにしていきたいというところは、担当課としても、そこら辺は強くやっていきたいと考えております。3点目につきましては、先ほど申しましたけど、県の補助制度に合わせて実施するものでございます。今回の広島県の補助制度は、新型コロナの感染症の影響でもって、外出機会の削減の影響を受けている県内の中小企業者に対する支援であること、また、県補助金のほうは、予算の範囲内という原則、制限がございますので、ある程度、業種を絞らせていただいたということで、これにつきましては、一つの方法といたしまして、県より、国の緊急事態宣言を受けた事業者への支援制度について、外出自粛の影響を受けた事業者において、整理されているものがあるということを伺いました。その整理したものを見させていただきまして、それに伴って、こういう制度設計のほうさせていただいたものでございます。一つ申し添えますと、県のほうが業種を絞ったというものではございません。うちのほうがこういう形で絞らせていただいたというものでございます。

○議長（桑原）宗像議員。

○9番（宗像）大体分かりました。しかし、それならば絞ったじゃないですか。うちのほうで決めましたですよ。言葉が違うんじゃないんですか。それから、これは、国の補助、全くないんですよ、県には。今、先ほど単県事業とおっしゃられましたよね。国からお金をもらった、それを県がコロナ関係に使いんさいやってお金をもらって、それの中でやって、それを町に補助するのと違うんですか。しっかりとその辺は把握してるんですか。これが2点目。

○議長（桑原）2点。魅力づくり推進課長。

○魅力づくり推進課長（中下）すいません、1点目につきましては、議員仰せのとおり、絞ったという表現でなくて、うちのほうが定めさせていただいたものでございます。2点目につきましては、県のほうの、先ほどの補助金でございますけど、これにつきましては財源内訳として、国庫の支出金が充てられておりますので、国の支出金を受けて県が補助するというものでございます。

○議長（桑原）宗像議員。

○9番（宗像）さっき見落とした分が1点。それと、その辺もきちんと国の補助が入ってくるかどうか調べておくのが仕事じゃないんですか。それと、この、予算の限りのある範囲と説明をされてます。うちもそうなんですか。海田町も、だから、この、仮に、1,800万。もし仮に超えたとしたら、単町でもやるんですか。県の歳入以上のものが申請があった場合に、単町費で腹をくくってでもやるんですか。それについてどう考えておられますか。

○議長（桑原）魅力づくり推進課長。

○魅力づくり推進課長（中下）件数がそれ以上増えた場合は、補正のほうで対応させていただこうと考えております。県の補助金がなくても、町のほうでやらせていただこうと思います。

○議長（桑原）ほかにございせんか。住吉議員。

○8番（住吉）今の答弁聞いて、ふと思ったんですが、県の予算の枠があるから対象事業者をこうやって決めました。でも、オーバーしたら単町費で補正組みます、っていう答弁でしたら、これ業者こんだけに絞る必要ないでしょう。外出機会の削減で売上高が減少したって、これよう見たら、デイサービスの事業者が入っとらんよね。どういうコンセプトでこれ出すの。町の事業としてやるのか。それとも、県が銭出してくれるけえや

るだけなのか。どっちですか。

○議長（桑原）企画部長。

○企画部長（鶴岡）すみません、説明が不十分で申し訳ございません。今回の制度は、あくまでも、県の集中対策に基づく外出自粛の影響を受けた事業者の支援でございます。県のほうが、飲食店でありますとか、飲食店と取引のある事業者に対しての支援は県が行いますけれども、それ以外で、外出自粛の影響を受けたところを町のほうで支援を行うものでございます。県の外出自粛の要請につきましては、極力その該当を減らすということは言っておりますけれども、生活に必要なものまで削減を求めたものではございません。こういう、県が想定をしている業種のほうを、町の事業者のほうで確認をしてみますと、今回御提示をいたしました具体的な事業者の方が対象になるものと考えております。その中で、これまで、事業継続応援金等、信用保証の、失礼いたしました、実質無利子の貸付けで必要な申請の認定等の申請状況を見まして、この度の対象件数のほうをはじき出したものでございます。町のほうで試算をいたしました件数と、県のほうが県の予算の中で見込まれる県の補助金の額には、少し乖離がございますけれども、設定をいたしました対象事業者で町内で影響を受けた事業者の方には、町のほうが支援のほうを行ってまいりたいと考えております。

○議長（桑原）住吉議員。

○8番（住吉）最初の説明じゃ、町の事業じゃ言うたよ、最初のほうの答弁で。でも今の答弁聞きよったら、もう、県の事業じゃないです。しかもさっき予算が足らんかったら、補正組む。言うんじゃったら、やっぱり町の事業でしょ。そしたら県からもらうお金関係なしに、対象事業者絞らずに、飲食業とその関連事業以外の全ての事業、ってやるべきじゃないんですか。じゃけ、このあいだの一般質問で、何が全員野球じゃて言うたんよ。またうそ。県から金もらったけえやります。今回、県が金くれるけえやります。県のコンセプトも、各市町が独自事業でやるんなら上乘せするんよ。県の予算云々が前提で組んじゃいけんでしょうが。まず、町がどうするんか考えにゃいけんでしょうが。どっちなんです、それ。それ、はっきりしてください。町の独自事業なんですか、それに対して県がお金くれるんですか。それとも、県がくれるお金を前提に組んだんですか。

○議長（桑原）企画部長。

○企画部長（鶴岡）今回の制度につきましては、県の集中対策に基づく外出自粛等の影響を受けた事業者を町のほうが支援を行うものでございます。で、町が単独でこういう制

度を設けた場合には、県から支援をしていただけるというものでございます。

○議長（桑原）住吉議員。

○8番（住吉）じゃあなんで業種を絞るんですか。さっき言うたろ、デイサービスの事業者が入っとらんいうて。じゃあ、業種絞る必要ないでしょ。絞っとるじゃないですか思
いっきり、予算の枠内に。

○議長（桑原）静粛に。

○8番（住吉）それこそ、足らんかったら補正組むいうんじゃったら、業種絞らんでええ
じゃないですか。困っとる業者、町内の業者を助けてやろういう気はないんですか。結
局、県が金くれるけえやりますよいうとるだけじゃないですか。これどっち。業種絞っ
とんであれば県の事業よ、町の事業であれば絞る必要ないでしょう。みんな助けてあげ
なさいや。ほんま、血も涙もないよ。冷たいなあ、この町は。これ、県が金出すからや
るんですね、今の答弁聞きよったら。町独自事業じゃないんですね。

○議長（桑原）企画部長。

○企画部長（鶴岡）県の集中対策に基づく時短要請の影響を受けた、対面で個人向けに商
品・サービス等の提供を行う事業者への支援を、町の制度で行うものでございます。

○議長（桑原）下岡議員。

○7番（下岡）対象者の5点目に新型コロナウイルス感染症対策宣言店舗、これが町内に
何店あるのか、そのうちで、飲食店及び飲食店の納入業者が何店であるのか。その数字
をお答えください。

○議長（桑原）魅力づくり推進課長。

○魅力づくり推進課長（中下）すいません。宣言店については町、県のホームページ等で
公表されております。されておりますが、今手元のほうに、その数値のほう、持ってお
りません。申し訳ございません。

○議長（桑原）下岡議員。

○7番（下岡）それ大事な要素でしょう。ここの対象で。おたくらが対象を絞っとるわけ
だから、宣言店という条件つけてる。それが何店あるか分からんという答弁はないでし
ょう。ちょっと休憩でもして、調べてください。そのうち、飲食店と飲食店納入業者が、
その宣言店ですよ、何店なのか。さっきから出てる議論と関連してますからね。それを
のけた業者が60店以上あるとしたらですよ、60店に絞る理由というのがなくなります
よ。さっきからの説明ではですね、一番上の趣旨のところではですね、県の指定する飲

食店、飲食店以外の業者となってるわけですから、対象を別に絞る必要はないわけですよ。海田町が勝手に業種を絞ってるだけの話ですから。さっきの数字でつじつまが合うかどうか、ちゃんと証明してください。

○議長（桑原）副町長、これ、準備できますか。はい、副町長。

○副町長（櫻）この宣言店については現時点で数字を持ち合わせておりませんが、仮に宣言をされてない事業者において 30 パーセント以上売上が減少しているようなところがありましたら、この機会に宣言をしていただきまして、この事業の対象事業者になっていただき、そして感染を防止していただきたいと、そういう思いでございます。

○議長（桑原）対象事業者の件数をお聞きになってらっしゃるんですよ。それは準備できますかと聞きよるんですよ。暫時休憩します。再開は、追ってお知らせします。

~~~~~○~~~~~

午前 9 時 5 9 分 休憩

午前 1 0 時 1 4 分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（桑原）休憩前に引き続き、会議を再開します。魅力づくり推進課長。

○魅力づくり推進課長（中下）今、質問されました感染症対策の取組宣言店のことでございますが、これが 3 月 12 日現在、県のホームページのほうにも載っておりますけど、海田町内、公表されているのが 122 店舗ということでございます。そこから飲食店のほうは、そこから拾いますと 51 店舗ほど飲食店の登録がございます。ただ、飲食店関連につきましては、そこら辺、どこがそれに対象になるかというところが詳細には分かりませんので、今、飲食店のほうははっきり、ここが飲食店というのが分かりますので、51 店舗ということで、お答えのほうさしていただきたいと思います。なお、先ほど副町長も申しましたが、この宣言店につきましては、今登録されている店舗はこういう状況でございますけど、今回、もしこういう形で対象になれば、登録はすぐ可能でございますので、そういう登録をしていただいて、感染対策のほうも十分しているということを P R していただくということも含めて、こういう条件のほう入れさせていただいております。そういう形で、今もし登録されてない店舗がございましたら、だめというわけではございません。してもらえれば可能ということでございます。それと、60 件という件数につきましては、先ほど申しましたが、前年度行いました応援金というのを町独自でやらせていただきました。そのときに、業種のほうを調べております。その業種を、今回定

めました業種に当てはめて、大体これぐらいの店舗が、そのときに申請をされたということで、そこら辺の事実関係等を勘案しまして、60 件という数字のほう出ささせていただいております。

○議長（桑原）下岡議員。

○7 番（下岡）今の説明を聞いていると、大体とかですね、ちゃんと数字の根拠を持ってですね事業をやってくださいよ。今の話では宣言店が 122 店、で、飲食店が 51 店、残り 70 店ぐらいですね、今の納入業者が何店か別にあるんだろうけども、これだけでも 70 店、更におたくらの説明だと、宣言店は増やしますよと言ってるじゃないですか。70 店プラスアルファ、それを 60 店に絞ると。まあ、売上がね、30 パーセント条項があるからその 70 店が全て対象になるとは思えないけども、だけどそれって、不確実な数字でしょう。仮に 70 店が全部 30 パーセント以上落ちてたら、もう既に 10 件ぐらい数字が足りない、予算が足りないという計算だって成り立つわけだから、事業をやるときには、ちゃんと数字の根拠をですね、きちっと計算して出すべきじゃないんです。あいまいなもので、どうなんですか、町長、副町長。こんなずさんなやり方で、コロナ対策やってると言えるんですか。ちょっと答弁してください。

○議長（桑原）企画部長。

○企画部長（鶴岡）外出機会の削減要請で影響を受けた事業者のほう、町内の業種から件数を拾いまして、これまでの事業継続応援金等の申請の状況から、30 パーセントの影響額を受けた事業者数を見込み、この度の 60 件の件数で予算措置をお願いしたものでございます。

（「答弁違うじゃろうが」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）企画部長。

○企画部長（鶴岡）件数等につきましてすぐに答弁はできておりませんで、申し訳ございませんけれども、ちゃんと根拠を持って、予算要求をいたしまして、明確な答弁ができるよう努めてまいります。

○議長（桑原）今までに出た数字は根拠がある数字ですか、そういうことを聞いてらっしゃるんです。はい、企画部長。

○企画部長（鶴岡）はい。この度、予算をお願いをいたしました 60 件につきましては、根拠を持って算定したものでございます。算定の内訳につきましては、課長のほうから説明いたします。

○議長（桑原）ほかにございますか。はい、岡田議員。はい。ちょっと待つて。では、先ほどの答弁をまた継続します。はい、魅力づくり推進課長。

○魅力づくり推進課長（中下）数を出すに当たって、二つの方法、一つはちょっと原始的なやり方になるかもしれませんが、タウンページ、そこから、海田町に登録してある業種ごとを出ささせていただきました。それが、一応、登録、タウンページに載ってるのが 87 店舗いう形で載っております。で、前回やりました応援金、これにつきまして、業種、定めた業種で当てはめたときに、応援金で 56 件ほど、給付のほうを前回しております。それと、また、これは、前回うちがやったのが 20 パーセントいう形でやらせていただいております。これが、仮に 30 パーセントになれば、もう少し数字は落ちるんですけど、そういう形で積算したもので、大体、それプラスアルファで考えて 60 件程度だろうということで 60 件ということで上げさせていただいたものでございます。

○議長（桑原）岡田議員。

○11番（岡田）業種のことなんですけれども、多分、広島市のほかの自治体も同じようなこういうふうな要綱いうんかを作ってやられるんですけれども、例えば、他の町で、これは、こういう業種いうんかは申請できたけども海田町ではだめだったと、そういうふうな場合ですよ、で、海田町独自、多分、どういうん、町独自の判断みたいなんが働く部分は十分にあると思うんですけれども、そういうことが、ほかのところではできたけども、ここではできなかったということがないようにお願いをしたいんですけれどもね。その辺は、例えばこの基準に照らし合わせて、厳密にやれるんか、それともある程度の余裕いうんか、町としての裁量みたいなのが働くのかどうかというのをお願いいたします。

○議長（桑原）企画部長。

○企画部長（鶴岡）基本的には、外出機会の削減要請で影響を受けた、対面で個人向けに商品・サービスの提供を行う事業者。町内の事業者を見ますと、資料3に掲載をしております13業種が町内において対象の事業者になるものと認識をしております。

○議長（桑原）岡田議員。

○11番（岡田）そういうことは、広島県で、皆同じ、業種、この、申請を受けようと思ったら、皆同じということなんですか。いろいろな町が、広島市とか、いろんな町で、それぞれ、ある程度、この、ばらばらいうたらちょっとあれなんだけど、大体同じような横並びというふうな業種ということなんでしょうかね。

○議長（桑原）魅力づくり推進課長。

○魅力づくり推進課長（中下）これにつきましては、各市町の状況に応じてということになっております。ということで海田町はこうしております。ですから、他の市町につきましては、聞取りを何件かしておりますけど、現在のところまだ制度設計の段階というところで聞いております。いうところで、詳細のほうは分かりませんが、各市町の状況に応じて判断するということになっております。

○議長（桑原）ほかにございませんか。玉川議員。

○1番（玉川）1番、玉川です。先ほど、宣言をまだ行っていない店舗にあたっては新規に宣言を行ってもらって、QRコードを取った店舗というふうにおっしゃられていたもので、この宣言の申請からQRコード取得されるまでの期間を御存じで言われているのであろうと思うんですけど、この期間を教えてください。もし、この短い期間の中で、この宣言の手続、申請は行っているけれどもまだ届いていない、まだ結審が出ていないという場合は、申請中ということで、この応援金の給付の申込みをすることができるのかどうか、これが2点目。もう一つ、この短い期間の周知の方法を徹底しますと言われたんですけど、具体的には、どのようにして周知をされる予定なのか、3点、よろしくお願いいたします。

○議長（桑原）魅力づくり推進課長。マイクを立ててください。

○魅力づくり推進課長（中下）すいません、宣言店QRコード、申請いう形ですけど、QRコードのほうはすぐできるというのを聞いております。宣言店については、2、3日という形に、いうことで聞いております。これは、前回クーポンもやらせていただいたときにも同じような条件を出しております。いうところで、前回も、そこができないいうところになっては、町のほうで、手続のほうを代わりに、手伝って手続をしたこともございます。いうところで、申請につきましては、一応そういう宣言をするという条件で、いうところで、申請日、例えば最終日にされた場合につきましては、そこら辺は申請をされる条件でいう形で受けて、申請書を後見させていただいていう形で対応させていただこうとは思っております。で、あと、周知の方法でございますけど、通常の町広報とか、フェイスブック等は当然ですけど、また、先ほど申しました、例えばタウンページ等で店舗数、そこに登録してあるところについては、事前にこういうことがありますいうのを郵送でお送りするとかですね、そういう形も、ちょっと、どういう形ができるかというのは、ちょっと検討いたしますけど、そういう形なるべく漏れがないような形で

対応したいと考えております。

○議長（桑原）ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）質疑なしと認めます。質疑を終結します。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）討論なしと認めます。討論を終結します。

これより、第 27 号議案について採決を行います。お諮りいたします。第 27 号議案については原案のとおり決するに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）異議なしと認めます。よって、第 27 号議案は原案のとおりこれを決します。

以上で、本臨時会に付議されました案件の審議は全て終了しました。

ここで、3 月 31 日をもって退任されます櫻副町長から発言の申出がございますので、これを許します。副町長。

○副町長（櫻）発言の機会をいただきまして、ありがとうございます。退任に当たっての御挨拶を一言申し上げます。この度、3 月 31 日をもちまして、副町長の職を退任させていただくこととなりました。県の人事異動によるものとはいえ、任期中途中で職を辞することは、大変残念であり、また、申し訳なく思っております。平成 31 年 4 月の就任以来、これまで、副町長の職責を十分に果たすことができたのかどうか、反省すべき点多々ございますが、町民の皆様が、海田町に住んで良かったと思っていただけるよう、微力ながら精一杯取り組んでまいりました。これまでを振り返ってみますと、昨年の 1 月以降は、新型コロナウイルス感染症が拡大する中、町職員一丸となって感染防止対策や町民生活への影響緩和などに取り組んでまいりました。残念ながら、いまだ収束のめどは立っておりませんが、現在、ワクチン接種の準備も進めているところであり、一日も早く安心して暮らせる日が戻ってくることを願っております。また、新庁舎移転事業につきましては、令和元年 12 月定例会で役場の位置を決定いただき、今月からいよいよ庁舎建設に向けた工事が始まります。この間、土壌汚染問題により、多くの方に御迷惑、御心配をお掛けしましたが、住民が安心して利用できる防災拠点としての新庁舎整備が着実に進んできたことはうれしく思っております。そのほかにも、子育て施策や防災減災対策、災害復旧、健康づくりや、地域活性化の取組など、海田町のまちづくりに、西田町長のもと、職員の皆様と一緒に、また、議員の皆様から御指導、御助言を

頂きながら携わることができたことは、私にとって大きな財産であり、皆様に深く感謝を申し上げます。海田町は、今年４月から、第５次総合計画がスタートし、今以上に、暮らしやすさが実感できるまちの実現に向け、取組を進めていくこととなります。地方自治体をめぐる情勢は依然厳しく、多くの解決すべき課題がございますが、海田町には、それらを乗り越えていける人材や体力、そして都市としての魅力がございます。これからもそうした財産を磨き上げ、更なる発展を遂げられますことを心から願っております。終わりにりましたが、議員の皆様をはじめ、執行部の皆様、そして町民の皆様の一層の御健勝と御多幸をお祈りいたしまして、退任に当たっての御挨拶とさせていただきます。本当にありがとうございました。

○議長（桑原）ご苦労様でした。以上で、副町長の退任の挨拶を終わります。

この際、町長から発言の申出がございますので、これを許します。町長。

○町長（西田）議員の皆様、大変お疲れ様でございました。閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。本日開会の海田町議会臨時会におきましては、提出させていただきました議案全て原案のとおり議決を頂きました。厚く御礼を申し上げます。審議の過程におきまして皆様方から賜りました御意見や御要望、できる限り尊重してまいる所存でございます。どうもありがとうございました。

○議長（桑原）以上で、令和３年第２回海田町議会臨時会を閉会いたします。皆様大変御苦労様でした。

午前１０時３０分 閉会

※ 会議の経過を掲載し、相違ないことを証するため署名する。

令和 3 年 月 日

海田町議会議長

海田町議会議員

海田町議会議員